

風水害等における児童センターの利用について

安城市に暴風(暴風雪)および特別警報が発令されたとき

開所時間 午前9時～午後5時

利用者(特に児童)の安全確保に万全を期するため、以下のとおりとします。

- (1) 開所以前に、暴風(暴風雪)および特別警報が発令されたとき
午前8時までに解除されたときは、その日は開所します。
解除されてから、1時間後に開所します。
正午までに解除されないときは、その日は臨時閉所とします。
- (2) 開所中、暴風(暴風雪)および特別警報が発令されたとき
発令後、直ちに閉所とします。安全に配慮してご帰宅ください。
- (3) 下記の場合は、職員の指示に従って行動してください。
 - ・大雨・洪水・大雪警報が発令されたとき
 - ・警報の解除後、道路の冠水や、河川の増水等により周辺道路に危険があるとき
 - ・施設の破損等で受け入れが困難なとき
- (4) その他
台風等が接近しているときは、早めの帰宅をお願いします。
(特に児童のみで来館しているとき)

<参考> 名古屋地方気象台における安城市の細分区域
一次細分区域では……………「西部」
二次細分区域では……………「安城市」
市町村等をまとめた地域……「西三河南部」